

瑞穂町生涯学習推進団体 規約 《サンプル》

〇〇〇〇サークル 規約

(名称)

第1条 この団体は、〇〇〇サークル（以下「会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は、〇〇〇の学習を通じて技術の向上と会員相互のふれあいを図る。

(入会及び脱会)

第4条 入会及び脱会は、本人の申し出による。ただし、脱会は前もって会長に連絡すること。

(役員)

第5条 この会に、次のとおり役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名

(道具)

第6条 教材は、各自負担とする。また、必要な道具は自分で持参する。

(総会)

第7条 総会は、会員の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(会計)

第8条 予算及び決算は、総会で承認を得なければならない。

(補足)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項は会員の話し合いで定める。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。